

別記

1 削除

2 サービス区域

au (WIN) 通信サービスの区域は、次表のとおりとします。

以下のWEBサイトに掲載されている区域において、通信を行うことができますものとします。

https://www.au.com/mobile/area/

備考

- 1 上記区域内であっても、通信を行うことができないことがあります。
- 2 その契約者回線に接続されている移動無線装置により、通信を行うことができないことがあります。

3 付随サービスの提供

(1) 通信料明細内訳書の発行

ア 当社は、au 契約者又は au モジュール契約者から請求があったときは、その契約に係る au (WIN) 通信サービスの通信料明細内訳書（書面のほか当社が別に定める方法により閲覧されるものを含みます。）、支払証明書等（その契約者に係る料金等の支払証明書、その契約に係る預託金預り証明書その他これらに類する証明書をいいます。以下同じとします。）又は利用料金証明書（その契約者回線に係る au (WIN) 通信サービスに係る料金等の証明書をいいます。以下同じとします。）を発行します。

イ au 契約者又は au モジュール契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第 4 表（付随サービスに関する料金等）に規定する手数料等の支払いを要します。

ウ 包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線について、アの請求を行う場合は、包括回線グループを単位として行っていただきます。

エ 当社は、基本使用料の料金種別として WIN モジュール定額が適用されている契約者回線又は KDDI 一括請求の取扱いを受けている契約者回線については、通信料明細内訳書の書面による発行を行いません。

オ au 契約者又は au モジュール契約者は、利用者登録が行われている au 契約又は au モジュール契約に係る通信料明細内訳書若しくは利用料金証明書の発行を請求する場合は、登録利用者の承諾を得ていただきます。

(2) 分計請求書発行サービス

ア 当社は、au 契約者から請求があったときは、次により分計請求書発行サービスを提供します。

区別	内容
分計請求書発行サービス	分計番号（このサービスを提供するにあたって、当社が別に定める番号をいいます。以下同じとします。）を電話番号に付して行った通話（以下「分計通話」といいます。）について、その通話に係る料金の合計額を表示した請求書（以下「分計請求書」といいます。）を発行するサービス

イ au サービス（au パケットを除きます。）の契約者回線に限り提供します。

ウ au 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別に定めるところ

により、料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する分計請求書の発行手数料の支払いを要します。

エ 当社は、通信料明細内訳書及び分計請求書発行サービスの提供を受けている a u 契約者に対し、分計通話に係る通信料明細内訳書を発行します。

オ 当社は、K D D I 一括請求の取扱いを受けている契約者回線については、分計請求書の発行及び分計通話に係る通信料明細内訳書の書面による発行を行いません。

(3) 払込取扱票の発行等

ア 当社は、a u (W I N) 通信サービスに係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。

イ a u 契約者は、アの規定に該当することとなったときは、料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

(3)の2 窓口払込みの取り扱い等

ア 当社は、a u 契約者から請求があったときは、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票及び書面請求書（当社のW E B d e 請求書ご利用規約に定める書面による請求書をいいます。）の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。

イ a u 契約者は、アの請求をしその承諾を受けたときは、料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する窓口取扱等手数料の支払いを要します。

ウ イの規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、窓口取扱等手数料の支払いを要しません。この場合において、a u 契約者は、窓口取扱等手数料に代えて払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

（ア） その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。

（イ） 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（5）の2の適用を受けているとき。

（ウ） その他当社が別に定める条件に該当するとき。

(4) 時報サービス

ア 当社は、次により時報サービスを提供します。

区別	内容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

イ 時報サービスは、1の通話について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その通話を打ち切ります。

(5) 情報提供サービス

ア 当社は、次により情報提供サービスを提供します。

区別	内容
----	----

情報提供サービス	a u (W I N)通信サービス (a uパケット、a uモジュール及びW I N 特定接続サービスを除きます。)を利用することにより、あらかじめ作成された情報の提供を受けることができるサービス
----------	--

- イ 情報提供サービスで提供される情報は、当社が別に定める者により作成されます。
- ウ 当社は、作成された情報ごとに、その内容、電話番号及びサービス選択番号を定めます。
- エ 情報提供サービスは、契約者回線からの通話に限り提供します。
- オ 情報提供サービスを利用することができる時間帯については、当社が別に定めるところにより、制限されることがあります。
- カ 情報提供サービスは、1の通話について情報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、当社が別に定める時間を経過した場合において、その通話を打ち切る場合があります。
- キ 契約者は、情報提供サービスを利用した通話について、別記 17 (通話時間の測定等)の規定により測定した通話時間と料金表第 1 表第 2 (通話料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。
- ク 当社は、情報提供サービスで提供される情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

(6) 短縮ダイヤル接続

当社は、当社が別に定める契約者回線等へ着信する通話については、当社が別に定めるところにより、短縮ダイヤル番号 (当社が付与した短桁の接続番号をいいます。)により接続します。

(7) 有料サービスの利用等に係る料金の合算請求の取扱い

ア 当社は、契約者が、有料サービス (申込みにより有料で提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の請求について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)を利用し、若しくは商品 (申込みにより購入できる物品であって、当社以外の者が、当社によるその料金の請求について当社の承諾を得たうえで販売するものをいいます。以下同じとします。)を購入する場合又は当社が別に定める者に対し寄付金を支払う場合において、その有料サービスの提供若しくは商品の販売を行う者又は寄付金の支払先である当社が別に定める者 (以下「サービス等提供者」といいます。)に支払う、その有料サービス若しくは商品に係る料金 (その有料サービスの利用又は商品の購入に係る申込みの際にサービス等提供者が提示した料金をいいます。以下この(7)において同じとします。)又は寄付金の支払いの方法として、当社が a u (W I N) 通信サービスに係る料金その他の債務と合算して、その契約者 (a u サービス利用権の譲渡があったときは、その譲受人とします。)に請求する取扱い (以下この(7)において「合算請求の取扱い」といいます。)を行います。

この場合において、有料サービス若しくは商品に係る料金又は寄付金は、当社の機器により計算のうえ、料金月 (その料金を請求するために必要な処理をサービス等提供者が完了した日を含む料金月とします。)ごとに集計し、請求するものとします。

イ 契約者は、この約款の規定によるほか、当社の「a u かんたん決済会員規約」、
「E Z 有料情報サービスご利用上の注意」、「まとめて a u 支払いご利用上の注意」

及び当社が別に定める事項をあらかじめ承諾のうえ、有料サービスを利用若しくは商品を購入又は寄付金を支払っていただきます

ウ 当社は、当社が別に定めるところにより、有料でサービスを提供し、又は物品を販売する場合であって、合算請求暗証番号（当社が別に定めるところにより契約者があらかじめ登録した、合算請求の取扱いを利用しようとする者を識別するための文字、数字等の組合せをいいます。）を使用して又は当社が別に定めるサービス取扱所においてその申込みを受けるときは、そのサービスの提供又は物品の販売に係る料金について、a u（WIN）通信サービスに関する料金とみなし、a u（WIN）通信サービスに関する他の料金と合算して、その契約者（a uサービス利用権の譲渡があったときは、その譲受人とします。）に請求するものとします。

（8） 空き電話番号検索サービス

ア 当社は、a u契約者又はa u契約の申込みを行う者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その請求のあった電話番号が既に使用されているかどうかを調査し、その結果を調査の請求者に通知します。

ただし、その請求がa uパケットに係るものであるときは、この限りではありません。

イ アの調査の請求（以下この（8）において「調査請求」といいます。）ができる電話番号は、それぞれのコース種別に係る契約者回線に登録されるべきものに限り、当社の調査は、調査請求に係る電話番号の下4桁部分に限り行います。

ウ アの調査請求をした者は、アの通知を受け取ったときは、料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料の支払いを要します。

（9） 電子媒体による請求書等の発行

ア 当社は、次の場合を除いて、その契約者回線（同一の請求書で請求を受ける契約者回線、5G契約者回線及びLTE契約者回線を含みます。）に関する請求等に係る情報について、請求データ蓄積装置（請求等に係る情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下この（9）において同じとします。）に登録した電子データによる通知（以下「電子媒体による請求書等の発行」といいます。）を行います。

（ア） その契約者回線がKDDI一括請求の取扱いを受けているとき。

（イ） その契約者回線が包括的管理の取扱いの適用を受けているものであるとき。

（ウ） その契約者回線において利用される移動無線装置が当社が別に定めるものであるとき。

（エ） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

イ 当社は、アに定める情報を請求データ蓄積装置に登録したことをもって、アの通知を行ったものとみなします。

ウ 当社は、アの取扱いを受けている契約者回線について、アの各号のいずれかに該当することとなった場合には、電子媒体による請求書等の発行の取扱いを廃止します。

エ 当社は、a u契約者から請求があったときは、その契約者回線に関する請求等に係る情報について、書面による送付を行います。この場合、a u契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する請求書の発行手数料の支払いを要します。

オ 当社は、この取扱いについて、当社の責めによらない理由により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

カ この取扱いに関するその他の提供条件は、当社のWEBで請求書ご利用規約に定めるところによります。

(10) 料金安心サービス

ア 当社は、au契約者から当社が別に定める方法により請求があったときは、下表により、料金安心サービスを提供します。この場合において、料金安心サービスには、下表に規定する種類があり、そのいずれかを選択していただきます。

種類	料金安心サービスの内容
通知コース（お知らせコース）	このコースを選択した契約者回線について、その料金月にその契約者回線を用いて行われた通信（①の表に規定する種類から、あらかじめそのau契約者が選択したものによります。）に係る料金の概算額（当社が別に定める方法により算定した額とします。以下この(10)において同じとします。）が、②に規定する通知基準額を超過した場合に、そのau契約者が当社が別に定める方法によりあらかじめ指定した電子メールアドレス（当社が別に定めるものを除きます。）に宛てて、その旨（同一の日において概算額が複数の通知基準額を超過した場合は、そのうち最も大きい通知基準額を超過した旨とします。）を通知する電子メールを送付します。
限度額設定コース（ご利用停止コース）	<p>(ア) このコースを選択した契約者回線について、その料金月にその契約者回線を用いて行われた通信（①の表に規定する種類から、あらかじめそのau契約者が選択したものによります。）に係る料金の概算額が、②に規定する通知基準額を超過した場合に、そのau契約者が当社が別に定める方法によりあらかじめ指定した電子メールアドレス（当社が別に定めるものを除きます。）に宛てて、その旨（同一の日において概算額が複数の通知基準額を超過した場合は、そのうち最も大きい通知基準額を超過した旨とします。）を通知する電子メールを送付します。</p> <p>(イ) (ア)のほか、概算額が、③の規定に基づきそのau契約者が選択した限度額を超えた場合に、その契約者回線からの発信（自動着信転送機能により転送されるものに係るもの及び番号変換機能を利用して行われた通話に係るものを含み、電気通信番号規則別表第12号に定める緊急通報に関する電気通信番号への通話その他の当社が別に定める通信に係るものを除きます。）及びパケット通信をできないようにする取扱い（以下この(10)において「利用防止措置」といいます。）を行います。</p> <p>(ウ) (イ)の規定により、利用防止措置が行われた場合、このコースを選択した契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により、その料金月における利用防止措置をとりやめるよう請求することができます。</p>

① 概算額の算定の対象となる通信

概算額の算定の対象となる通信については、次の種類があり、このサービスを利用する契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

ただし、auパケットの契約者回線の契約者は、タイプⅡを選択することはできません。

種類	対象となる通信
タイプⅠ（通話料・データ通信料クラス）	その契約者回線から発信された通話（通話とみなして取り扱う通信及び当社の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話並びに特定携帯国際自動通話を含み、番号変換機能を利用して行われた通話及びプリペイド通話を除きます。以下この①欄において同じとします。）及びその契約者回線を用いて行われたパケット通信
タイプⅡ（通話料クラス）	その契約者回線から発信された通話
備考 L T E 契約からの契約移行があった場合は、契約移行のあった月において契約移行前の L T E 契約者回線から発信された通話及びその L T E 契約者回線を用いて行われたデータ通信を、それぞれこの①欄に定める通話及びパケット通信に含めて取り扱います。	

② 通知基準額

区別	通知基準額（税抜額）
通知コースに係るもの	5,000 円、7,000 円、10,000 円及び 15,000 円
限度額設定コースに係るもの	2,000 円、3,000 円、5,000 円、7,000 円、10,000 円及び 15,000 円

③ 限度額

このサービス（限度額設定コースに限ります。）の提供を受ける契約者回線の契約者は、あらかじめ下表に規定する限度額のうち、いずれかを選択していただきます。

限度額（税抜額）
2,000 円、3,000 円、5,000 円、7,000 円、10,000 円又は 15,000 円

④ 利用防止措置の種類

種類	内容
段階防止措置（段階停止）	利用防止措置（概算額が税抜額 15,000 円の限度額を超えたことにより行われたものを除きます。）をとりやめた後、その料金月内において、その契約者回線を用いて行われた通信（①の表に規定する種類から、あらかじめその a u 契約者が選択したものによります。）に係る料金の概算額が、その利用防止措置が行われた限度額より大きい限度額を超えた場合に、再び利用防止措置を行うものをいいます。

イ 料金安心サービスについては、a u サービスの契約者回線に限り、提供します。

ウ アの請求があった場合、a u 契約者の申出に応じて、その請求のあった日を含む料金月又は翌料金月から料金安心サービスを提供します。

エ 料金安心サービスの提供を受けている契約者回線の契約者は、アにより選択した料金安心サービスの種類、概算額の算定の対象となる通信の種類及び限度額を、当社が別に定める方法により変更することができます。この場合において、それぞれの変更後の種類又は限度額については、その変更に係る申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

オ 当社は、アに規定する概算額の算定の対象となる通信の種類としてタイプⅡを選択している契約者回線について、a u パケットへの種類の変更があった場合であっても、概算額の算定の対象となる通信の種類については、その契約者から変更の申出がない

限り変更しません。

- カ 当社は、料金安心サービスの提供を受けている契約者回線の契約者から、その取扱いを廃止する申出があった場合、その申出のあった日を含む料金月の末日をもって、その取扱いを廃止します。
- キ 当社は、カの規定によるほか、次に該当する場合には、その事由が生じた日をもって、その取扱いを廃止します。
 - (ア) a u 契約の解除があったとき。
 - (イ) a u サービス利用権の譲渡があったとき。
 - (ウ) 契約者の地位の承継があったことを当社が知ったとき。
 - (エ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- ク 当社は、概算額が限度額を超えたことを当社が確認した日（以下この(10)において「確認日」といいます。）における当社が別に定める時刻から、確認日を含む料金月の翌料金月の初日における当社が別に定める時刻までの間、利用防止措置を行います。ただし、確認日の翌日が、確認日を含む料金月の翌料金月となる場合は、この限りではありません。
- ケ 限度額設定コースの提供を受けている契約者回線の契約者は、この取扱いを開始した日から廃止した日までの期間、料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する料金の支払いを要します。
- コ 限度額設定コースの提供を受けている契約者回線の契約者は、あらかじめ料金安心サービス暗証番号（このサービスを利用しようとする者を識別するための数字の組み合わせをいいます。以下この(10)において同じとします。）を登録していただきます。この場合において、その契約者回線の契約者以外の者が、その登録を行ったときは、当社は、その契約者回線の契約者が登録を行ったものとみなします。
- サ 限度額設定コースの提供を受けている契約者回線の契約者は、料金安心サービス暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- シ このサービスに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(11) 携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る電話番号の取扱い

- ア 第11条（電話番号）第1項により当社が定める電話番号について、MNP（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービス又はPHSサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望する者は、a u 契約（a u デュアル又はUIMサービスの提供に係るものに限ります。以下この(11)において同じとします。）、プリペイド電話契約又は定期前払a u 契約の申込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者又はPHS事業者との間でその電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。
- イ 当社は、第11条第2項に規定する場合のほか、アの規定に基づき契約者が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その電話番号を変更することがあります。
- ウ 契約者がそのa u 契約、プリペイド電話契約又は定期前払a u 契約を解除しようとする場合であって、MNPを希望するときは、契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。

ただし、次に該当する場合は、この申出を行うことはできません。

(ア) 契約者がその契約に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) 解除しようとする契約がプリペイド電話契約の場合であって、その申出の日から起算して14日以内に第33条（当社が行うプリペイド電話契約の解除）第1項により解除されることとなるとき。

(ウ) 解除しようとするa u契約に係る契約者回線について、a uサービスの利用の一時休止を行っているとき。

エ 当社は、ウの規定に基づき契約者から申出があったときは、MNPに係る手続きに必要な番号を発行します。

オ 当社がエの規定により発行する番号については、当社がその番号を発行した日から起算して15日間が経過したときに無効となります。

カ 契約者は、当社がエの規定により発行する番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

キ 契約者は、ウの申出を行う場合、料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料の支払いを要します。

ク MNPを希望する者は、当社がその手続きを行うにあたり、その者からの申出の可否を判断するために、そのMNPに関わる携帯電話事業者又はPHS事業者との間で、その電気通信番号に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、当社がエの規定により発行する番号若しくは携帯電話事業者又はPHS事業者が発行する番号等その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、又は照会することを承諾していただきます。

(12) 協定事業者が提供する電報サービス等の利用等

ア 契約者は、a uサービス（a uデュアル又はU I Mサービスに限ります。）又はローミング（a uデュアル又はU I Mサービスに相当するものに限ります。）の契約者回線から、通常通話を行って、当社が別に定める協定事業者の契約約款等の規定に基づく電報サービス等（電報サービス及び電報サービスに準ずる特定信書便サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

イ 契約者は、当社が前項の規定により電報サービス等を利用した場合（電報サービス等の利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。）に生じた電報サービス等に係る債権（電報サービス等を利用するために行った相互接続通信の料金に係るものを含みます。）を、その協定事業者から譲り受け、第90条（ローミングに係る債権の譲渡等）に規定する場合を除き、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。

ウ 前項の場合において、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

エ イの規定により協定事業者から譲り受けた債権については第90条（ローミングに係る債権の譲渡等）に規定する場合を除き、第86条（割増金）、第87条（延滞利息）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(13) 特定事業者の他網契約者回線に係る料金等の合算請求の取扱い

当社は、a u契約者又はa uモジュール契約者から申込みがあったときは、そのa u契約者又はa uモジュール契約者が特定事業者から提供を受けている他網契約者回

線（その契約者名義について、当社が別に定める基準に適合するものを含みます。）に係る料金その他の債権又はその a u 契約者又は a u モジュール契約者が提供を受けている契約者回線と同一の割引選択回線群（料金表第 1 表（a u（W I N）通信サービスに関する料金）第 1（基本使用料等）1（適用）（6）に定めるものをいいます。）を構成する特定事業者の他網契約者回線に係る料金その他の債権について、その契約者回線に係る料金その他の債権と合算して一括して請求する取扱いを行います。

(14) 端末設備ロックサービス

- ア 当社は、a u 契約者から請求があったときは、その a u サービス（a u デュアル又は U I M サービスに限ります。）の契約者回線に接続されている端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の一部の機能を停止するための信号を契約者回線に送出します。
- イ アにより信号を送出した場合であっても、端末設備の状態、電波の伝播状況等によりその信号がその端末設備において受信されない等の理由により、端末設備の一部の機能が停止されないことがあります。
- ウ 当社は、アの取扱いにより、又は取扱いができないことにより生じる損害については、一切の責任を負わないものとします。
- エ この取扱いに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(15) 削除

(16) 緊急地震速報サービス

ア 当社は、次により緊急地震速報サービスを提供します。

区別	内容
緊急地震速報サービス	当社が気象庁の提供する緊急地震速報（気象業務法施行令（昭和 27 年 11 月 29 日政令第 471 号）第 4 条に定める地震動警報をいいます。）を受けて作成する情報（以下「緊急地震速報情報」といいます。）を、気象庁が緊急地震速報の対象として指定する区域（通信を行うことができる区域に限ります。以下「緊急地震速報配信区域」といいます。）に在圏する移動無線装置が接続された契約者回線に配信するサービス

- イ a u サービス、a u モジュール、プリペイド電話、ローミング又は W I N 特定接続サービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。
- ウ 契約者又は W I N 特定接続契約者は、以下の各号について承諾していただきます。
 - （ア） 緊急地震速報情報の配信は、地震の到達に間に合わない場合があります。
 - （イ） 緊急地震速報配信区域に移動無線装置が在圏する場合であっても、電波の伝播状況、端末設備の電源、設定等の状況等により、緊急地震速報情報を受信できない場合があります。
 - （ウ） 緊急地震速報配信区域以外の場所に移動無線装置が在圏する場合であっても、当社の設備状況又は電波の伝播状況等により、緊急地震速報情報が配信される場合があります。
 - （エ） その他、当社は、気象庁の緊急地震速報に基づき作成した情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

- エ 当社は、第13条（a uサービスの利用の一時中断）、第27条（その他の提供条件）、第27条の10（その他の提供条件）、第27条の17（その他の提供条件）、第68条（利用停止）又は第69条（利用停止）の規定にかかわらず、a uサービス若しくはa uモジュール利用の一時中断又はa u（W I N）通信サービスの利用の停止があった契約者回線に対し緊急地震速報サービスを提供します。
- オ 緊急地震速報情報は、別表1（オプション機能）25欄に規定するブロードキャスト文字メッセージ受信機能により受信できます。
- カ 契約者又はW I N特定接続契約者は、緊急地震速報サービスに係る情報及びオプション機能の利用について、料金の支払いを要しません。
- キ 緊急地震速報情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(17) 津波警報サービス

- ア 当社は、次により津波警報サービスを提供します。

区別	内容
津波警報サービス	当社が気象庁の提供する津波警報（気象業務法施行令（昭和27年11月29日政令第471号）第4条に定める津波警報をいいます。）を受けて作成する情報（以下「津波警報情報」といいます。）を、気象庁が津波警報の対象として指定する区域（通信を行うことができる区域に限ります。以下「津波警報配信区域」といいます。）に在圏する移動無線装置が接続された契約者回線に配信するサービス

- イ a uサービス、a uモジュール、プリペイド電話、ローミング又はW I N特定接続サービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。
- ウ 契約者又はW I N特定接続契約者は、以下の各号について承諾していただきます。
 - （ア） 津波警報情報の配信は、津波の到達に間に合わない場合があります。
 - （イ） 津波警報配信区域に移動無線装置が在圏する場合であっても、電波の伝播状況端末設備の電源、設定等の状況等により、津波警報情報を受信できない場合があります。
 - （ウ） 津波警報配信区域以外の場所に移動無線装置が在圏する場合であっても、当社の設備状況又は電波の伝播状況等により、津波警報情報が配信される場合があります。
 - （エ） その他、当社は、気象庁の津波警報に基づき作成した情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。
- エ 当社は、第13条（a uサービスの利用の一時中断）、第27条（その他の提供条件）、第27条の10（その他の提供条件）、第27条の17（その他の提供条件）、第68条（利用停止）又は第69条（利用停止）の規定にかかわらず、a uサービス若しくはa uモジュール利用の一時中断又はa u（W I N）通信サービスの利用の停止があった契約者回線に対し津波警報サービスを提供します。
- オ 津波警報情報は、ブロードキャスト文字メッセージ受信機能により受信できます。
- カ 契約者又はW I N特定接続契約者は、津波警報サービスに係る情報及びオプション機能の利用について、料金の支払いを要しません。
- キ 津波警報情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところに

よります。

(18) 災害用音声お届けサービス

ア 当社は、災害が発生した場合であって当社が必要と認めたときは、当社が定める期間において、次により災害用音声お届けサービスを提供します。

区別	内容
災害用音声お届けサービス	このサービスを提供するために当社が設置する電気通信設備を用いて、契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線、特定事業者の他網契約者回線又は携帯電話事業者（当社が別に定めるものに限ります。以下この(18)において同じとします。）が設置する電気通信設備から送信された音声ファイル（音声その他音響に係る情報をいいます。）を蓄積し、その蓄積にあたり指定された契約者回線、5G契約者回線、LTE契約者回線若しくは特定事業者の他網契約者回線にその音声ファイルを配信し、又は携帯電話事業者が設置する電気通信設備に送信するサービス

イ auデュアル又はUIMサービスの契約者回線であって、EZweb機能、au.NET機能又はIS NET機能を利用するもの限り提供します。

ウ このサービスに係る音声ファイルの送信は、当社が別に定める特定携帯情報端末を利用する契約者回線（その特定携帯情報端末に、このサービスを利用するために必要なアプリケーションを格納し、必要な登録を行ったものに限ります。）に限り行うことができます。

エ このサービスに係る音声ファイルの受信は、当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者回線に限り行うことができます。

オ このサービスに係る音声ファイルの送信及び受信は、パケット通信により行われず。

カ 当社は、このサービスに係る音声ファイルが蓄積されたときは、当社が別に定める方法により、その蓄積にあたり指定された契約者回線、5G契約者回線又はLTE契約者回線へその旨を通知します。

キ このサービスに係る音声ファイルの送信及び受信（携帯電話事業者が設置する電気通信設備との間で行われるものに限ります。）については、その携帯電話事業者が定めるところにより制限されることがあります。

ク 蓄積された音声ファイルは、当社が別に定める時間経過後、消去します。

ケ 原因の如何によらず消去された音声ファイルは復元できません。

コ 当社は、このサービスを利用した場合に生じた音声ファイルの破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。

サ このサービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(19) 特定電気通信事業者による合算請求の取扱い

ア au契約者又はauモジュール契約者は、当社が別に定める電気通信事業者（以下この(19)において「特定電気通信事業者」といいます。）に申込むことにより、そのauサービス又はauモジュールの契約者回線（特定電気通信事業者が定める基準に適合するものに限ります。）に係る料金その他の債務について、その特定電気通信事業者

の定める契約約款又は規約等に基づき、特定電気通信事業者がその電気通信サービスに係る料金等に合算して請求する取扱い（以下この(19)において「特定電気通信事業者による合算請求の取扱い」といいます。）を受けることができます。

イ 特定電気通信事業者による合算請求の取扱いに係る提供条件は、特定電気通信事業者の定める契約約款又は規約等によります。

(注) 当社が別に定める電気通信事業者は、株式会社ジュピターテレコムของกลุ่ม会社（IP電話サービスを提供するものに限ります。）をいいます。

(20) 情報保管サービス

ア 当社は、a uサービスの利用の一時休止（タイプⅡに限ります。）を行っている契約者回線について、そのa uサービスの電話番号並びにE Z w e b電子メール及びI S N E T電子メールを利用するためのメールアドレス（当社が別に定めるものを除きます。）を、そのa uサービスの利用の一時休止によりa uサービスを利用できないようにした日から一定期間、他に転用することなく保持する取扱い（以下「本取扱い」といいます。）を行います。

イ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次に該当するときは、その事由が生じた日をもって本取扱いの適用を廃止します。

(ア) a u契約の解除があったとき。

(イ) そのa u契約者から第14条第3項に定める再利用の請求があったとき。

(ウ) a uサービスの利用の一時休止を行った日を含む料金月から起算して61料金月が経過したとき。

ウ 本取扱いの適用を受けている契約者回線の契約者は、本取扱いの適用を開始した日から廃止があった日の前日（イの(ウ)の規定により本取扱いを廃止した場合はその日とします。）までの期間（開始した日と廃止があった日が同一の日である場合はその日とします。）について、料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する情報保管サービス利用料の支払いを要します。

エ 本取扱いに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(21) a uスマートサポート接続サービス

ア 当社は、a u契約者（当社の「a uスマートサポート会員利用規約」に定めるa uスマートサポートの提供を受けるための契約（以下この(21)において「会員契約」といいます。）を締結し、その契約に基づきa uスマートサポート（以下この(21)において「会員サービス」といいます。）の提供を受けている者に限ります。）が、会員サービスの提供を受けるために行う通話（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）について、所定の電気通信設備を介してスマートサポート対応設備（会員サービスを提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。）に接続する取扱い（以下この(21)において「本取扱い」といいます。）を行います。

イ 当社は、a u契約者が会員契約を締結した日（そのa u契約が、L T E契約（そのL T E契約者が会員サービスに相当するサービスの適用を受けているものに限ります。）からの契約移行により締結されたものである場合は、その契約移行のあった日とします。）から、その会員契約が終了する日（L T E契約への契約移行があった場合は、その日とします。）までの間、本取扱いを適用します。

ウ 本取扱いの適用を受けている a u 契約者は、本取扱いの適用を開始した日から廃止があった日の前日までの期間（開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、その日とします。）について、料金表第 4 表（付随サービスに関する料金等）に規定する a u スマートサポート接続サービス利用料の支払いを要します。

エ 当社は、本取扱いにより、又は本取扱いを行うことができないことにより発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとしします。

オ 本取扱いに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

4 端末設備の電話番号の登録等

端末設備（a u 契約者、a u モジュール契約者、プリペイド電話契約者及び W I N 特定接続契約者に係る移動無線装置であって、a u I C カード対応端末以外のものに限ります。以下この別記 4 において同じとします。）の電話番号の登録等は、次の場合に行います。

ただし、その端末設備が既に電話番号その他の情報が登録されている等により当社が電話番号の登録等を行うことができない場合及び 1 の契約について移動無線装置が 2 以上となる場合は、電話番号の登録等を行いません。

- (1) 端末設備の接続の請求を承諾したとき。
- (2) 契約の解除があったとき。
- (3) 端末設備を契約者回線から取りはずしたとき。
- (4) その他契約者から契約者回線に接続されている端末設備について、電話番号の登録等を要する請求があったとき。。

5 自営電気通信設備の電話番号の登録等

自営電気通信設備（a u 契約者、a u モジュール契約者、プリペイド電話契約者及び W I N 特定接続契約者に係る移動無線装置に限ります。）の電話番号の登録等は、別記 4 の規定に準ずるものとしします。

6 当社から契約者等に行う通知等の方法及び契約者等の氏名等の変更に係る届出の義務

- (1) 当社は、この約款に基づき、契約者等（契約者又は W I N 特定接続契約者をいいます。以下この別記 6 において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面によりその通知等を行うときは、契約者等から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。
- (2) 契約者等は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社が別に定めるサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (3) 当社は、(2) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (4) 契約者等は、契約者等が(2) の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した書面については、その書面が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者等に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。
- (5) 契約者等が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した書面についても、(4) と同様とします。
- (6) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由によ

り、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面による通知等を行わないこととします。

- (7) (6)に該当する場合であって、当社が書面による通知等を行わないこととしたときは当社は、その契約者回線への架電その他の当社が別に定める方法により通知等を行います。この場合において、その契約者回線に提供する留守番伝言機能又はその契約者回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話機能等に通知等を録音するその他の方法により、契約者等がその通知等を受領しうる状態にしたときは、契約者等がその通知等を実際に受領したか否かにかかわらず、その通知等は契約者等に到達したのものとして取り扱うことに同意していただきます。
- (8) 当社は、当社がその契約者回線について第 68 条若しくは第 69 条に基づく a u (W I N) 通信サービスの利用の停止又は第 17 条、第 26 条、第 27 条の 9 (当社が行う一般 a u モジュール契約の解除)、第 27 条の 16 (当社が行う定期 a u モジュール契約の解除)、第 33 条、第 41 条、第 56 条若しくは第 56 条の 13 に基づく契約の解除を行う場合であって、書面及び(7)のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
- (9) 契約者等は、(2)の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。
- (10) 包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線については、包括回線グループを単位として(2)の届出を行っていただきます。
- (11) この別記 6 その他この約款に定める W I N 特定接続契約者に行う通知等については、その W I N 特定接続契約に係る特定接続事業者介して行う場合があります。この場合において、当社の責めによらない理由により、その通知等が W I N 特定接続契約者に到達しないことがあっても、その通知等は W I N 特定接続契約者に到達したのものとして取り扱うことに同意していただきます。

7 契約者等の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者又は W I N 特定接続契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社が契約者又は W I N 特定接続契約者の地位を承認した者の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかにその a u (W I N) 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
- (4) 契約者又は W I N 特定接続契約者は、(1)の届出を行わない場合、別記 6 の(4)から(9)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

8 a u サービス利用権等の譲渡承認請求と差押等との関係

- (1) a u サービス利用権等 (a u サービス利用権、a u モジュール利用権、プリペイド電話利用権又は W I N 特定接続サービス利用権をいいます。以下この別記 8 において同

じとします。)の譲渡の承認は、受付順序に従って行います。

- (2) (1)の a u サービス利用権等の譲渡の承認を行ったときは、その譲渡の承認は、 a u サービス利用権等に対する差押等との関係においては、その a u サービス利用権等の譲渡の承認を請求する書類を受け取った時に行ったものとみなします。

9 端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者等（契約者又はW I N特定接続契約者をいいます。以下この別記9において同じとします。）に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがありますこの場合、契約者等は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社の係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) 契約者等は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記9の規定に準じて取り扱います。

11 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準及び技術的条件
端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）

12 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 契約者等（契約者又はW I N特定接続契約者をいいます。以下この別記 12 において同じとします。）は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記 12 において同じとします。）について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社は、(1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者等は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 契約者等は、(2)の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

13 端末設備の電波法に基づく検査

別記 12 に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記 12 の(2)及び(3)の規定に準ずるものとします。

14 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止

命令があった場合の取扱いについては、別記 12 の規定に準ずるものとします。

15 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記 13 の規定に準ずるものとします。

16 新聞社等の基準

区分	基準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 2 条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（(1) 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

17 通話時間等の測定

(1) (2) 以外の通話に係る通話時間は、以下のとおり測定します。

ア 通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話ができない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

ただし、電話番号案内接続に係る通話に係る通話時間については、電話番号案内事業者の機器により測定します。

イ 次の時間は、アの通話時間には含みません。

(ア) 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話の途中に一時通話ができなかった時間

(イ) 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったときは、その通話に適用される料金表第 1 表第 2（通話料）に規定する秒数に満たない端数の通話時間

(2) SMS 機能又は番号変換文字メッセージ送信機能を利用した文字メッセージの送信の回数は、当社の電気通信設備において、当社が別に定めるところにより発信者の契約者回線から SMS 機能又は番号変換文字メッセージ送信機能を利用した文字メッセージの送信を示す情報を受信した回数とし、当社の機器により測定します。

18 課金対象パケットの情報量の測定

課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

19 当社の機器の故障等により通話料等を正しく算定できなかった場合の取扱い

(1) 当社の機器の故障等により通話料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ 過去1年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1)の場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

(3) (1)及び(2)の規定は、パケット通信料を正しく算定できなかった場合について、準用します。

20 契約解除料の支払義務の免除

当社は、次の場合には、料金表第1表第4（契約解除料）に規定する料金の支払いを免除します。

(1) 次表の左欄に規定する定期a u契約から同表の右欄に規定するa u契約への契約変更を行ったとき。

第2種定期a u契約（タイプIに限ります。）	第2種定期a u契約（タイプIIに限ります。）
第2種定期a u契約（タイプIIに限ります。）	第2種定期a u契約（タイプIに限ります。）

(2) 次表の左欄に規定する定期a u契約から同表の右欄に規定する定期5 G契約又は定期LTE契約への契約移行を行ったとき。

第2種定期a u契約	定期5 G契約、定期定期LTE契約
------------	-------------------

(3) 第2種定期a u契約から一般a u契約への契約変更又は一般5 G契約若しくは一般LTE契約への契約移行を行った場合であつて、その契約変更又は契約移行の申出と同時に次表に定める割引の適用の申出があり、当社が承諾したとき。

区分	割引
1 契約変更を行った場合	障がい者等に係る基本使用料の割引（料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（5）の2に規定するものをいいます。以下同じとします。）又は契約者を単位とする金額指定割引（同（10）の6に規定するものをいいます。以下同じとします。）
2 契約移行を行った場合	当社の5 G約款又はLTE約款に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引若しくは契約者を単位とする金額指定割引

(4) 第1種a uモジュールに係る第1種定期a uモジュール契約について、更新日を含む料金月又はその翌料金月に第27条の15（定期a uモジュール契約者が行う定期a uモジュール契約の解除）第5項に規定する契約の解除があつたとき。

20の2 契約解除料の請求の保留

- (1) 当社は、a uサービスの利用の一時休止（タイプⅡに限ります。）によりサービスを利用できないようにした契約者回線（以下この別記20の2において「特定休止回線」といいます。）について、その再利用を行うまでの期間、料金表第1表第4（契約解除料）に規定する料金の請求を保留します。
- (2) 当社は、次の場合には、(1)により請求を保留した料金の支払いを免除します。
 - ア 特定休止回線について、そのa uサービスの再利用にあたり、第2種定期a u契約又は定期5G契約を締結したとき。
 - イ 特定休止回線について、そのa uサービスの再利用にあたり、一般a u契約又は一般5G契約を締結したとき（その再利用の請求と同時に障がい者等に係る基本使用料の割引若しくは契約者を単位とする金額指定割引又は当社の5G約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があり、当社が承諾したときに限ります。）。

21 EZweb機能、BREW、NET機能、a u、NET機能又はIS NET機能の利用における禁止行為

- (1) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
- (2) (1)のほか、当社若しくは他社のインターネット関連設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為
- (3) 無断で他人に広告、宣伝若しくは勧誘する行為又は他人に嫌悪感を抱かせ、若しくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載若しくは転載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
- (7) 他人を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して訪問販売法に違反する行為
- (11) EZweb機能、BREW、NET機能、a u、NET機能又はIS NET機能により利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (13) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (14) (1)から(13)のほか、法令又は慣習に違反する行為
- (15) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (16) 当社サービスの運営を妨げる行為
- (17) 上記(16)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

21の2 削除

21の3 大量の電子メール送信が行われた場合の取扱い

(1) 当社は、1の契約者回線からの1日あたり1,000通を超える電子メール（E Z w e b電子メール及びI S N E T電子メールをいいます。）の送信（その契約者回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して行うものを含みます。）が行われたときは、別記21(1)又は(3)に該当する行為がなされたものとして取り扱います。

ただし、その契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りではありません。

(2) L T E契約からの契約移行があった場合は、契約移行のあった日において契約移行前のL T E契約者回線から行われたL T E N E T電子メールの送信の通数を、(1)に定める電子メールの送信の通数に含めるものとします。

22 端末設備の接続

(1) 契約者等（契約者（ローミング契約者を除きます。）又はW I N特定接続契約者をいいます。以下この別記22において同じとします。）は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及びa u（W I N）通信サービスの契約者回線に接続することができるもの）に限ります。以下この別記22において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が別記⑪の技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)アの技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(5) 緊急通報用電話契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

(6) 契約者等が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者等は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

23 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者等（契約者（ローミング契約者を除きます。）又はW I N特定接続契約者をいいます。以下この別記23において同じとします。）は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及びa u（W I N）通信サービスの契約者回線に接続することができるもの）に限ります。以下この別記23において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が別記 11 の技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(5) 緊急通報用電話契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

(6) 契約者等が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者等は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

24 当社等の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

25 a u サービス利用権等に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、a u サービス利用権等（a u サービス利用権、a u モジュール利用権、プリペイド電話利用権又は W I N 特定接続サービス利用権をいいます。以下この別記 25 において同じとします。）に関する次の事項を当社の帳簿に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア a u (W I N) 通信サービスの種類

イ 契約の申込みの承諾年月日

ウ 電話番号

エ 契約者（契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、その代表者）の住所又は居所及び氏名

オ a u サービス利用権等の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

カ a u サービス利用権等の移転があったときは、その効力が発生した年月日

キ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

(2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第 3 表（証明手数料）に規定する手数料の支払いを要します。

26 検査等のための端末設備の持込み

契約者（ローミング契約者を除きます。）又は W I N 特定接続契約者は、次の場合には、その端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記 26 において同じとします。）若しく

は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。以下この別記 26 において同じとします。）又は自動車等を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 電話番号の登録等を行うとき。
- (2) 別記 9 又は 22 の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

26 の 2 相互接続通信の料金の取扱い

- (1) 別記 27 に規定する接続形態により行われる相互接続通信（(2)から(4)に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他網相互接続通信とを合わせて別記 27 に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 27 に定めるところによります。
- (2) 当社が提供するインターネット接続サービス（IP 電話サービスに係るものを除きます。）に係る電気通信設備への相互接続通信（(3)に規定するものを除きます。）の料金については、その通信を行った契約者回線の契約者が別記 17 の規定により測定した通話時間と料金表第 1 表第 2（通話料）の規定とに基づいて算定した額の支払いを要します。
この場合において、その相互接続通信の料金は、第 90 条（ローミングに係る債権の譲渡等）に規定する場合を除き、当社が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。
- (3) パケット通信により行われる相互接続通信（(4)に規定するものを除きます。）の料金については、その通信を行った契約者回線の契約者が、別記 18 の規定により測定した情報量と料金表第 1 表第 3（パケット通信料）の規定とに基づいて算定した額の支払いを要します。この場合において、その相互接続通信の料金は、第 90 条（ローミングに係る債権の譲渡等）に規定する場合を除き、当社が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。
- (4) パケット通信により行われる相互接続通信であって、ソフトバンク株式会社が提供する IP データサービス又はオープンデータ通信網サービスに係るものの料金については、次のとおりとします。
 - ア 当社が設置する直収パケット交換機（当社の電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）の区間を除く料金については、当社が定めるものとし、その通信を行った契約者回線の契約者が、別記 18 の規定により測定した情報量と料金表第 1 表第 3（パケット通信料）の規定とに基づいて算定した額の支払いを要します。この場合において、その相互接続通信の料金は、第 82 条（ローミングに係る債権の譲渡等）に規定する場合を除き、当社が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。
 - イ 当社が設置する直収パケット交換機の区間に係る料金については、ソフトバンク株式会社の定める契約約款によるものとします。

27 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態	料金設定 事業者	料金請求 事業者	料金の支 払いを要 す者	料金に関 するその 他の取扱

					い
1	発信 ： 当社の契約者回線 着信 ： 携帯電話サービスに係る電気通信設備	当社	同左（第90条に規定する場 合を除き ます。）	その通話 の発信に 係る契約 者回線の 契約者	この約款 に定める ところによ ります
2	発信 ： 当社の契約者回線 着信 ： PHSサービスに係る電気通信設備	当社	同左（第90条に規定する場 合を除き ます。）	その通話 の発信に 係る契約 者回線の 契約者	この約款 に定める ところによ ります
3	発信： 当社の契約者回線 着信 ： 固定電気通信サービス（加入電話サービス、他網公衆電話、IP電話サービス又は中継サービスをいいます。以下この別記27において同じとします。）に係る電気通信設備	当社又は固定電気通信事業者（その固定電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この別記27において同じとします。）	当社（第90条に規定する場 合を除き ます。）又は固定電気通信事業者	その通話 の発信に 係る契約 者回線の 契約者又は当社若しくは固定電気通信事業者の契約約款等に定める者	この約款 又は当社若しくは固定電気通信事業者の契約約款等に定めるところによ ります。
4	発信 ： 当社の契約者回線 着信 ： WIN特定接続サービスに係る電気通信設備（特定接続事業者が設置するものであって当社が別に定めるものに限り ます。）	特定接続事業者	特定接続事業者	その特定 接続事業 者の契約 約款等に 定める者	その特定 接続事業 者の契約 約款等に 定めると ころによ ります。
5	発信 ： 携帯電話サービスに係る電気通信設備 着信 ： 当社の契約者回線	携帯電話事業者	同左	その携帯 電話事業 者の契約 約款等に 定める者	その携帯 電話事業 者の契約 約款等に 定めると ころによ ります。
6	発信	PHS事	同左	そのPH	そのPH

	: P H S サービスに係る電気通信設備 着信 : 当社の契約者回線	業者		S 事業者の契約約款等に定める者	S 事業者の契約約款等に定めるところによります。
7	発信 : 固定電気通信サービスに係る電気通信設備 着信 : 当社の契約者回線	当社又は固定電気通信事業者	当社又は固定電気通信事業者	当社又は固定電気通信事業者の契約約款等に定める者	当社又は固定電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。

27 の 2 削除

27 の 3 特定の電気通信サービス

電気通信サービス
アルテリア・ネットワークス株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する電気通信サービスであって、電気通信番号規則別表第 1 号に規定する電気通信番号を用いるもの

27 の 4 削除

27 の 5 電話番号案内事業者

電話番号案内事業者
株式会社 K D D I エボルバ

28 契約者の氏名等を通知する中継事業者

中継事業者	事業者識別番号
ソフトバンク株式会社	0041、0061、0063、0065、0066 又は 0083
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	0033 又は 0034
アルテリア・ネットワークス株式会社	0060
ブラステル株式会社	009120 又は 009121
株式会社アイ・ピー・エス	0031 又は 0032

28 の 2 削除

28 の 3 削除

28 の 4 削除

28 の 5 削除

28 の 6 削除

28 の 7 契約者の氏名等を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
中部テレコミュニケーション株式会社

28 の 8 契約者回線の情報等を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス、ニフティ株式会社、ソネット株式会社、株式会社エディオン、沖縄通信ネットワーク株式会社、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、株式会社朝日ネット、日本ネットワークイネイブラー株式会社及びビッググローブ株式会社

28 の 9 契約者回線の情報等を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
沖縄セルラー電話株式会社

29 プリペイドカードの販売に関する取扱い

- (1) 当社は、プリペイドカードの換金は行いません。
- (2) 当社は、プリペイドカードについて、当社が別に定める単位で販売します。
- (3) その他プリペイドカードの販売に関し、この約款に定めのない事項は、当社が別に定めるところによります。

30 請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

(1) a u サービスに係るもの

区分	オプション機能
1 2 以外のもの	留守番伝言機能（追加機能を除きます。）、ボイスメール機能、SMS機能、a u . N E T 機能、ブロードキャスト文字メッセージ受信機能及びW i M A X 利用機能
2 第1種 a u デュアル（当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に係るものに限り、）、第2種 a u デュアル又は U I M サービスに係るもの	留守番伝言機能（追加機能を除きます。）、ボイスメール機能、SMS機能、割込通話機能、a u . N E T 機能、ブロードキャスト文字メッセージ受信機能及びW i M A X 利用機能

(2) a u モジュールに係るもの

オプション機能
a u . N E T 機能及びブロードキャスト文字メッセージ受信機能

(3) プリペイド電話に係るもの

オプション機能
SMS機能

(4) 定期前払 a u サービスに係るもの

オプション機能
割込通話機能

(5) W I N 特定接続サービスに係るもの

オプション機能
ブロードキャスト文字メッセージ受信機能

31 標準機能

種類	提供条件
1 自動着信転送機能 (着信転送サービス)	<p>その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）に、自動的に転送する機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) auサービス（auパケットを除きます。）の契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) この機能により転送される通話は、この機能を利用している契約者回線からの通話とみなし、その通話の料金及びその他の取扱いについては、この約款の規定を適用します。</p> <p>(3) この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。</p> <p>(4) この機能を利用している契約者回線への通話及びこの機能により転送される通話については、電波が伝わりにくい等のため契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を交換設備で確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り扱います。</p> <p>(5) この機能によるプリペイド通話での転送はできません。</p> <p>(6) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
2 応答保留機能 (応答保留サービス)	<p>その契約者回線に着信した通話について、その端末設備の操作を行うことによりその通話を保留し、保留する旨を発信者に案内する機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) auサービス（auパケットを除きます。）及びプリペイド電話の契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) この機能により応答する通話に関する料金については、第79条（通話料及びパケット通信料の支払義務）及び第88条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。</p> <p>(3) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
3 発番要請機能 (番号通知リクエストサービス)	<p>その契約者回線に着信した通話であって、発信者番号が通知されない通話に対して、発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知する機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) auサービス（auパケットを除きます。）及びプリペイド電話の契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) この機能により応答する通話に関する料金については、第79条（通話料及びパケット通信料の支払義務）及び第88条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。</p>

		(3) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
4 外国語ガイダンス機能		当社が別に定める音声ガイダンスを外国語（当社が別に定めるものとします。）で行う機能をいいます。
	備考	(1) a uサービス（a uパケットを除きます。）及びプリペイド電話の契約者回線に限り提供します。 (2) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
5 通話料金目安表示機能 （プラン別料金表示サービス）		当社が別に定める音声ガイダンスを外国語（当社が別に定めるものとします。）で行う機能をいいます。
	備考	(1) a uサービス（a uパケットを除きます。）の契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 (2) (1)の規定にかかわらず、料金表第1表第2（通話料）1（適用）(22)の適用を受けている契約者回線については、この機能を提供しません。 (3) 当社は、表示された料金にかかわらず、当社の機器により測定した通話時間と料金表第1表第2（通話料）の規定とに基づき算定した通話料の支払いを請求します。 (4) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

32 契約者回線の包括的管理の取扱い

当社は、第1種a uモジュールの契約者回線又は第2種a uモジュールの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）であって、その契約者名義が同一のものについて、包括的管理の取扱い（契約変更の申込みの受付け、オプション機能の提供等に関する請求の受付け、料金表に定める割引の適用等に関する申込み若しくは申出の受付け又は料金その他の債務の請求等について、包括回線グループ（その契約者があらかじめ指定した契約者回線（そのa uモジュール契約の種別及びa uモジュールの種類並びにその基本使用料の料金種別及びオプション機能の適用が同一となるものに限ります。）により構成される回線群をいいます。）を単位として、一括して行う取扱いをいいます。）を行います。

33 a uサービスの継続的利用に対する補助金の支給に関する取扱い

- (1) 当社は、購入サポート（a uサービスの継続的利用を支援することを目的として、a u契約者がその申出の日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下「フルサポート最小期間」といいます。）、端末設備を変更することなくa uサービスを継続的に利用する旨を当社に申出た場合に、補助金を支給する取扱いをいいます。以下同じとします。）について、a u契約者からの新たな申出に基づく適用を行いません。
- (2) 購入サポートの適用を受けた契約者回線について、フルサポート最小期間の満了前に次のいずれかに該当する事由が生じた場合、そのa u契約者は、その購入サポートの適用のあった日を含む料金月を初月として起算し、その事由の生じた日を含む料金月までの間の料金月数（以下「継続利用月数」といいます。）に応じ、第5表（フルサポート解除料）に規定する料金の支払いを要します。

ただし、その契約者回線について、その購入サポートに関して第5表に規定する料金を支払ったことがある場合は、この限りではありません。

ア そのa u契約が解除された場合

イ そのa uサービスの利用の一時休止があった場合

ウ そのa u契約者が、当社のサービス取扱所において、その契約者回線に関する他の特定端末設備を購入する場合

エ その契約者回線の基本使用料の料金種別としてシンプルプラン、WINシングル定額シンプル又はWINシングルWiMAXシンプルを選択しようとする場合

(3) 前号の規定にかかわらず、a u契約の解除がLTE契約への契約移行（当社のサービス取扱所における特定端末設備の購入を伴わないものに限り、）に係るものである場合であって、そのLTE契約者回線について、その契約移行前のWIN契約者回線に係るフルサポート最小期間の満了前に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、そのLTE契約者は、契約移行前のWIN契約者回線に係る購入サポートの適用のあった日を含む料金を初月として起算し、その事由の生じた日を含む料金月までの間の料金月数を継続利用月数として、第5表（フルサポート解除料）に規定する料金の支払いを要します。

ア そのLTE契約が解除された場合

イ そのLTEサービスの利用の一時休止があった場合

ウ そのLTE契約者が、当社のサービス取扱所において、その契約者回線に関する他の特定端末設備を購入する場合